

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 予 算 書

目 次

○ 平成29年度鹿嶋市一般会計予算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 繰越明許費	8
第3表 債務負担行為	9
第4表 地方債	10
○ 平成29年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	11
第1表 歳入歳出予算	12
○ 平成29年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	17
第1表 歳入歳出予算	18
○ 平成29年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	19
第1表 歳入歳出予算	20
○ 平成29年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	25
第1表 歳入歳出予算	26

○ 平成29年度鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計予算	29
第1表 歳入歳出予算	30
第2表 債務負担行為	32
第3表 地方債	33
○ 平成29年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算	35
第1表 歳入歳出予算	36
○ 平成29年度鹿嶋市墓地特別会計予算	37
第1表 歳入歳出予算	38
○ 平成29年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	39
第1表 歳入歳出予算	40
○ 平成29年度鹿嶋市水道事業会計予算	41
○ 平成29年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算	45

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 一 般 会 計 予 算

議案第1号

平成29年度鹿嶋市一般会計予算

平成29年度鹿嶋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,667,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	10,780,444
	1市	4,038,365
	2固定資産	5,811,211
	3軽自動車	160,245
	4市たばこ	770,623
2地方譲与	税	299,000
	1地方揮発油譲与	74,000
	2自動車重量譲与	175,000
	3特別とん譲与	50,000
3利子割交付	金	11,000
	1利子割交付	11,000
4配当割交付	金	45,000
	1配当割交付	45,000
5株式等譲渡所得割交付	金	25,000
	1株式等譲渡所得割交付	25,000
6地方消費税交付	金	1,080,000
	1地方消費税交付	1,080,000
7ゴルフ場利用税交付	金	18,000
	1ゴルフ場利用税交付	18,000
8自動車取得税交付	金	40,000
	1自動車取得税交付	40,000
9地方特例交付	金	35,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 地方特例交付金	35,000
10 地方交付税		1,545,430
	1 地方交付税	1,545,430
11 交通安全対策特別交付金		7,928
	1 交通安全対策特別交付金	7,928
12 分担金及び負担金		305,697
	1 負担金	305,697
13 使用料及び手数料		206,489
	1 使用料	141,506
	2 手数料	64,983
14 国庫支出金		3,790,396
	1 国庫負担金	2,835,502
	2 国庫補助金	936,745
	3 委託金	18,149
15 県支出金		1,705,216
	1 県負担金	984,562
	2 県補助金	590,181
	3 委託金	130,473
16 財産収入		19,580
	1 財産運用収入	9,331
	2 財産売却収入	10,249
17 寄附金		151,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 寄 附 金	151,000
18 繰 入 金		719,456
	1 特 別 会 計 繰 入 金	41
	2 基 金 繰 入 金	719,415
19 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
20 諸 収 入		750,564
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	45,000
	2 市 預 金 利 子	40
	3 貸 付 金 元 利 収 入	37,976
	4 受 託 事 業 収 入	237
	5 雑 入	667,311
21 市 債		1,981,800
	1 市 債	1,981,800
歳 入 合 計		23,667,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		194,526
	1 議 会 費	194,526
2 総 務 費		2,491,968
	1 総 務 管 理 費	1,899,206
	2 徴 税 費	356,183
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	114,359
	4 選 挙 費	29,055
	5 統 計 調 査 費	90,944
	6 監 査 委 員 費	2,221
3 民 生 費		9,102,194
	1 社 会 福 祉 費	4,045,559
	2 児 童 福 祉 費	3,895,683
	3 生 活 保 護 費	1,160,952
4 衛 生 費		2,043,522
	1 保 健 衛 生 費	799,474
	2 清 掃 費	1,244,048
5 労 働 費		1,838
	1 労 働 諸 費	1,838
6 農 林 水 産 業 費		365,494
	1 農 業 費	349,612
	2 林 業 費	3,287
	3 水 産 業 費	12,595

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		190,156
	1 商 工 費	190,156
8 土 木 費		1,806,528
	1 土 木 管 理 費	49,861
	2 道 路 橋 り よ う 費	884,671
	3 都 市 計 画 費	252,940
	4 下 水 道 費	497,000
	5 住 宅 費	122,056
9 消 防 費		973,318
	1 消 防 費	973,318
10 教 育 費		4,311,216
	1 教 育 総 務 費	409,979
	2 小 学 校 費	425,665
	3 中 学 校 費	201,469
	4 幼 稚 園 費	171,111
	5 社 会 教 育 費	633,074
	6 保 健 体 育 費	2,469,918
11 災 害 復 旧 費		194,109
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
	2 東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震 災 害 復 旧 費	190,109
12 公 債 費		1,831,057
	1 公 債 費	1,831,057

(単位：千円)

款	項	金額
13 諸 支 出 金		111,074
	1 基 金 費	111,074
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		23,667,000

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 保健体育費	茨城国体施設整備事業	134,839
		屋内温水プール整備事業	408,154

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎LED照明器具賃借料	平成30年度から 平成35年度まで	12,096
市有バス購入事業	平成30年度	15,484
大野ふれあいセンターLED照明器具賃借料	平成30年度から 平成36年度まで	13,575

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業	7,600	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公 共団体との共 同発行を含 む)	4.0%以内 ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、 その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えすること ができる。
保育園施設整備事業	1,600			
特別養護老人ホーム整備事業	33,300			
障害者福祉施設整備事業	7,700			
平成24年度市場公募債借換債（鹿嶋斎苑大規模改修事業）	42,896			
ごみ処理施設大規模改修事業	54,000			
農業農村整備事業	21,600			
道路整備事業	216,100			
道路整備事業（社会資本整備総合交付金）	27,200			
区画道路整備事業	79,400			
公営住宅建設事業	28,200			
消防施設整備事業	6,900			
平成24年度市場公募債借換債（大野中学校大規模改造事業）	13,104			
小学校大規模改造事業	17,700			
ト伝の郷運動公園多目的球技場整備事業	307,600			
高松緑地多目的球技場整備事業	115,600			
大野区域屋内温水プール整備事業	501,300			
臨時財政対策債	500,000			
計	1,981,800			

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

議案第2号

平成29年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

平成29年度鹿嶋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,373,783千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,814,385
	1 国民健康保険税	1,814,385
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		700
	1 手数料	700
4 国庫支出金		2,197,620
	1 国庫負担金	1,702,120
	2 国庫補助金	495,500
5 療養給付費等交付金		194,864
	1 療養給付費等交付金	194,864
6 前期高齢者交付金		2,097,734
	1 前期高齢者交付金	2,097,734
7 県支出金		520,269
	1 県負担金	57,807
	2 県補助金	462,462
8 共同事業交付金		2,912,027
	1 共同事業交付金	2,912,027
9 財産収入		410
	1 財産運用収入	410
10 繰入金		567,743
	1 他会計繰入金	439,743

(単位：千円)

款	項	金額
	2 基金繰入金	128,000
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		68,028
	1 延滞金，加算金及び過料	55,003
	2 預金利息	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑収入	13,023
歳入	合計	10,373,783

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		46,670
	1 総務管理費	32,399
	2 徴税費	13,953
	3 運営協議会費	318
2 保険給付費		6,260,366
	1 療養諸費	5,349,332
	2 高額療養諸費	860,584
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	42,000
	5 葬祭諸費	8,250
3 後期高齢者支援金等		1,208,313
	1 後期高齢者支援金等	1,208,313
4 前期高齢者納付金等		888
	1 前期高齢者納付金等	888
5 老人保健拠出金		43
	1 老人保健拠出金	43
6 介護納付金		509,118
	1 介護納付金	509,118
7 共同事業拠出金		2,269,169
	1 共同事業拠出金	2,269,169
8 保健事業費		59,240
	1 特定健康診査等事業費	51,802

(単位：千円)

款	項	金額
	2 保 健 事 業 費	7,438
9 積 立 金		410
	1 基 金 積 立 金	410
10 諸 支 出 金		9,566
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,566
11 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	10,373,783

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

議案第3号

平成29年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ571,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		440,903
	1 後期高齢者医療保険料	440,903
2 使用料及び手数料		40
	1 手数料	40
3 繰入金		127,513
	1 一般会計繰入金	127,513
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		2,800
	1 延滞金, 加算金及び過料	200
	2 償還金及び還付加算金	2,600
歳入	合計	571,756

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		569,116
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	569,116
2 諸支出金		2,640
	1 償還金及び還付加算金	2,600
	2 繰出金	40
歳出	合計	571,756

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

議案第4号

平成29年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

平成29年度鹿嶋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,851,152千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,060,494
	1 介 護 保 險 料	1,060,494
2 使 用 料 及 び 手 数 料		51
	1 手 数 料	51
3 国 庫 支 出 金		732,623
	1 国 庫 負 担 金	610,946
	2 国 庫 補 助 金	121,677
4 支 払 基 金 交 付 金		1,000,563
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,000,563
5 県 支 出 金		538,522
	1 県 負 担 金	507,890
	2 県 補 助 金	30,632
6 財 産 収 入		125
	1 財 産 運 用 収 入	125
7 繰 入 金		518,566
	1 一 般 会 計 繰 入 金	518,565
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		207
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	202
	2 預 金 利 子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	3,851,152

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		48,156
	1 総務管理費	5,968
	2 徴収費	4,965
	3 介護認定審査会費	36,189
	4 趣旨普及費	1,034
2 保険給付費		3,462,500
	1 介護サービス等諸費	3,069,552
	2 介護予防サービス等諸費	98,714
	3 その他諸費	1,710
	4 高額介護サービス等費	69,576
	5 高額医療合算介護サービス等費	9,240
	6 特別給付費	19,932
	7 特定入所者介護サービス等費	193,776
3 地域支援事業費		204,070
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	130,868
	2 包括的支援事業・任意事業費	73,202
4 積立金		132,423
	1 基金積立金	132,423
5 諸支出金		1,003
	1 償還金及び還付加算金	1,002
	2 繰出金	1
6 予備費		3,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	3,851,152

平成 2 9 年 度

鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部
土地区画整理事業特別会計予算

議案第5号

平成29年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

平成29年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		85,815
	1 負担金	85,815
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 財産収入		546
	1 財産運用収入	546
4 繰入金		30,000
	1 他会計繰入金	30,000
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	116,365

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 都 市 計 画 費		114,651
	1 土 地 区 画 整 理 費	114,651
2 公 債 費		167
	1 公 債 費	167
3 諸 支 出 金		547
	1 基 金 費	547
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		116,365

平成 2 9 年 度

鹿島臨海都市計画下水道事業
公共下水道特別会計予算

議案第6号

平成29年度鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計予算

平成29年度鹿島臨海都市計画下水道事業公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,851,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		14,066
	1 分担金	277
	2 負担金	13,789
2 使用料及び手数料		552,871
	1 使用料	552,217
	2 手数料	654
3 国庫支出金		297,500
	1 国庫補助金	297,500
4 県支出金		300
	1 県補助金	300
5 財産収入		39
	1 財産運用収入	39
6 繰入金		497,000
	1 他会計繰入金	497,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		1
	1 雑収入	1
9 市債		490,200
	1 市債	490,200
歳入	合計	1,851,978

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		110,507
	1 総務管理費	110,507
2 下水道費		1,107,649
	1 下水道費	1,107,649
3 公債費		628,822
	1 公債費	628,822
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,851,978

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター長寿命化改築更新委託	平成30年度から 平成32年度まで	856,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	490,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 農 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算

議案第7号

平成29年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算

平成29年度鹿嶋市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,779千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		11
	1 負担金	11
2 使用料及び手数料		18,880
	1 使用料	18,880
3 繰入金		43,867
	1 他会計繰入金	43,867
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		21
	1 雑収入	21
歳入	合計	72,779

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水費		36,774
	1 総務管理費	36,774
2 公債費		35,005
	1 公債費	35,005
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	72,779

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 墓 地 特 別 会 計 予 算

議案第8号

平成29年度鹿嶋市墓地特別会計予算

平成29年度鹿嶋市墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,271千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		7,563
	1 使用料	7,561
	2 手数料	2
2 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
3 繰入金		2,708
	1 他会計繰入金	2,708
歳入合計		13,271

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園費		6,858
	1 墓園費	6,858
2 公債費		6,213
	1 公債費	6,213
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		13,271

平成 2 9 年 度

鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

議案第9号

平成29年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

平成29年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ322,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替入金		322,000
	1 繰替入金	322,000
歳入合計		322,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 集合支払費		322,000
	1 集合支払費	322,000
歳出合計		322,000

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第10号

平成29年度鹿嶋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度鹿嶋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	16,000 戸
(2)年間総給水量	5,014,005 m ³
(3)一日平均給水量	13,737 m ³
(4)主要な建設改良工事	配水施設工事 178,804 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 事業収益	1,412,989 千円
第1項 営業収益	1,387,084 千円
第2項 営業外収益	25,905 千円
支出 第1款 事業費用	1,410,847 千円
第1項 営業費用	1,327,970 千円
第2項 営業外費用	77,877 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額175,288千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	131,587千円
	第1項	企業債	80,000千円
	第2項	出資金	14,000千円
	第3項	補助金	19,833千円
	第4項	負担金	17,754千円
支出	第1款	資本的支出	306,875千円
	第1項	建設改良費	183,809千円
	第2項	企業債償還金	122,045千円
	第3項	国庫補助返還金	1,021千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	配水施設整備事業及び老朽管更新事業
限度額	80,000千円
起債の方法	普通貸借
利率	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率
償還の方法	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	50,169 千円
(2) 交際費	100 千円
(3) 賞与等引当金繰入額	4,183 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、11,175千円と定める。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

平成 2 9 年 度

鹿 嶋 市 大 野 区 域 水 道 事 業 会 計 予 算

議案第11号

平成29年度鹿嶋市大野区域水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度鹿嶋市大野区域水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数		4,000戸
(2)年間総給水量		648,240 m ³
(3)一日平均給水量		1,776 m ³
(4)主要な建設改良工事	配水施設工事	178,463千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款	事業収益	333,099千円	
		第1項	営業収益	195,503千円
		第2項	営業外収益	137,596千円
支出	第1款	事業費	365,621千円	
		第1項	営業費用	323,821千円
		第2項	営業外費用	40,800千円
		第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額136,212千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	147,754千円
	第1項	企業債	60,000千円
	第2項	出資金	35,000千円
	第3項	補助金	50,000千円
	第4項	負担金	2,754千円
支出	第1款	資本的支出	283,966千円
	第1項	建設改良費	179,755千円
	第2項	企業債償還金	104,211千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	配水施設整備事業
限度額	60,000千円
起債の方法	普通貸借
利率	4.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率
償還の方法	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	4,812 千円
(2) 交際費	50 千円
(3) 賞与等引当金繰入額	340 千円

(他会計からの補助金)

第9条 大野区域水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、81,778千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,141千円と定める。

平成29年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

